

第十三回 参議院内閣・通商産業連合委員会會議録第一号

昭和二十七年五月二十日(火曜日)午後二時一分開会

委員氏名

内閣委員 河井 彌八君

委員

山田 佐一君 鈴木 直人君 山花 秀雄君

出席者は左の通り。

加藤 正人君 佐藤 尚武君 高瀬 太郎君 山内 卓郎君 清澤 俊英君 小松 正雄君 島 清君 堀野 清雄君 西田 隆男君 石川 清一君

内閣委員

河井 彌八君 鈴木 直人君

委員

横尾 龍君 楠見 義男君 竹下 豊次君 上條 愛一君 栗栖 越夫君 三好 始君 松原 一彦君

通商産業委員

委員長

竹中 七郎君

理事

松本 昇君 結城 安次君 栗山 良夫君

委員

泉山 三六君 重宗 雄三君 中川 以良君 松平 勇雄君 山本 米治君

國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

政府委員

工業技術庁長官 駒形 作次君 工業技術庁調整部長 川上 爲治君 事務局側

常任委員会専門員

杉田正三郎君 藤田 友作君 林 誠一君 山本友太郎君 小田橋貞壽君

常任委員会専門員

小田橋貞壽君

常任委員会専門員

小田橋貞壽君

通商産業大臣

小室 恒夫君

官房総務課長

小室 恒夫君

本日の會議に付した事件

○通商産業省設置法案(内閣送付) ○通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣送付)

○工業技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君)

これより内閣、通商産業両委員の連合委員会を開会いたします。通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、工業技術庁設置法の一部を改正する法律案、いづれも予備審査であります、これを議題といたします。先ず政府より提案理由の説明を希います。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 政府は今

次行政機構改革の一環として、通商産業省の機構改革について、鋭意慎重な検討を進めて来たのでありますが、今

回その成案を得るに至りましたので、ここに通商産業省設置法を国会に提出して、御審議を仰ぐ次第であります。

申すまでもなく通商産業省は、昭和二十四年五月、生産と貿易とを一体化し、国内経済体制と経済行政組織を挙げて通商第一主義に徹せんがために、商工省を全面的に改組、今日に至つたのでありますが、講和発効を迎え、新たな国際、国内経済の新事態に即応するため、更に機構の整備を図り、能率的な行政運営に資せんとするものであります。

法案の概要について申し上げます。先ず本法によつて実施されることの本省の今次機構改革の主な点を申し上げます。第一には、本省内部々々の統合整理でありまして、従来の官房九局は従前の外局を含めて官房八局となり、特に物質別原局五局は重工業、軽工業の二局に統合せられております。第二には外局たる庁の整理でありまして、審判の機能を有する特許庁を除きまして、他の三庁、即ち資源庁、中小企業庁及び工業技術庁のうち、前者を本省内部々々局、後者を同附属機関といたしました。第三は公益事業委員会の廃止に伴い、同委員会の所掌事務をあげて本省内部々々局たる公益事業局に所掌せしめることとした点であります。以上のほかにも、行政機構改革の基本構想により、局中の部を廃止し、或いは経済安定本部等の廃止により事務を移管した点等につき、旧条文のうち特許庁関係を除き殆んど全条文につき改正を加えており、そのため旧法

廃止新法制定の措置をとつたのであります。以上申し述べたところが本法案の提案理由とその内容の概要であります。が、何とぞ慎重御審議、御協賛あらんことを切望いたします。

次に政府は、通商産業省設置法の施行に伴いまして、鉱山保安法、公益事業令等関係法令の整理を行う必要があらりますので、ここに通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を国会に提出して、御審議を仰ぐ次第であります。

御承知のように、今次行政機構改革において、通商産業省の機構は、資源庁、中小企業庁及び工業技術庁の廃止を初めといたしまして、本省内部々々局の大巾な整理統合、更に公益事業委員会の吸収等、殆ど全面的な改組を行うわけでありまして、第一にはこれらの部局の變更、第二には公益事業委員会の所掌事務の引継ぎの点から、新機構を規定致します通商産業省設置法の施行に伴いまして、他の法令(法律及びポツダム宣言の受諾に伴い発せられる政令)について当然所要の修正を行わなければならないのであります。

以下、本法案の内容について御説明いたします。第一に整理を行う法令でございますが、法律では鉱山保安法、中小企業等協同組合法および輸出信用保険法、ポツダム政令では公益事業令及び電気事業再編成令の以上五法令であります。

第二に整理の内容であります。こ

これは部局の改革に基きます名称の変更を主といたしますもの、中小企業庁設置法の廃止により同法上の権限を中小企業等協同組合法の内容といたしますもの及び公益事業委員会の所管事務の引継によりますものに区分いたすことができます。

以上、申し述べましたところにより本法案提出の理由とその内容は一応明かにされたものと存じますが、本法律は手続上通商産業省設置法と同時に施行を要するものでありますので、何とぞこの点に御留意の上十分に御審議の上、速かに御協賛賜りたいと存ずる次第であります。

次に工業技術庁設置法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容について御説明申し上げます。

工業技術庁は、鉱業及び工業の科学技術に関する試験研究等の業務を強力且つ総合的に遂行し、生産技術の進歩向上を図る使命を持つて、昭和二十三年八月通商産業省の外局として設置せられ、爾來鉱工業に関する試験研究の推進並びに工業標準化、品質管理等技術行政の進展に相当の成果を挙げて参つた次第であります。

今回の行政機構改革に当りまして、各省の外局は原則として審判的機能を主とするもののみを存置し、他は内局又は附屬機関とするという趣旨に従いまして、工業技術庁を通商産業省の附屬機関たる工業技術院に改組いたそうとするのが本法案の骨子であります。併しながら五月二十日鉱工業技術の向上は、現下の重要課題であります経済自立達成の基本要件でありますが故に、政府といたしましては、その基礎となるべき試験研究業務を総合的に行

い、又試験研究と有機的な関連を保ちつつ技術行政を推進して参りました。工業技術庁の組織及び権限につきましては、工業技術院に改組後も従前通りとし、一層その機能の充実を図つて参る所存であります。従いまして今回の改正におきましては、単に名称を工業技術院に、長官を院長に改める等、附屬機関となつたことに伴ひ必要となりました改正にとどめることにいたしました次第であります。

なお、今回の機構改革に先立ちまして、三月三十一日附を以ちまして所屬試験研究機関の整備を行なつたのであります。その際廃止いたしました陶磁器試験所及び工芸指導所関西支所の施設は、それら、地元の京都市及び布施市に譲渡する方針でその準備を進めておる次第であります。而して、これら試験所及び支所が京都市及び布施市に設置されました経緯に鑑みまして、国有財産の扱下につきましては、その対価を時価の七割減とする等の特別措置を講ずるのが至当であると認められますので、これに關しまして所要の規定を設けたいと存ずる次第であります。

以上がこの法案の提案の理由及び内容であります。何卒御審議の上御可決下さいませうにお願い申し上げます。

委員長(河井彌八郎) 次に議題に供しましたこの三案の内容につきまして政府委員から御説明を願います。

説明員(小室恒夫君) 只今から内容についてやや詳細に御説明申し上げます。

先ず本法において実施される当省の機構改革の主な点を申し上げますと、第一には本省内部部局の統合整理であり

まして、従来の一官房九局は一応一官房四局に圧縮せられ、別に外局乃至他官庁の整理に伴ひまして四局内局がございまして一官房八局となります。特に従来の物資別原局五局は重工業、軽工業の二局に統合せられました。内局は以上の通りであります。

外局たる庁の整理につきまして、審判的機能を有する特許庁を除きまして他の三庁、即ち資源庁、中小企業庁及び工業技術庁のうち前者二者を内部部局に改め、後者を本省附屬機関といたしました。

第三に、公益事業委員会の廃止に伴ひまして同委員会の所管事務を挙げて本省内部部局たる公益事業局に所掌せしめることにいたしました。以上のほかにも行政機構改革の一般的な例に倣ひまして局中の部を廃止し、或いは経路安定本部等の廃止により事務を移管した点等につきまして、旧条文中特許庁関係を除き殆ど全条文につき改正を加える必要がありましたので、一応旧法を廃止いたしまして新法を制定する体裁を整えたわけでありませう。

更に本省内部部局等について詳しく申し上げますが、従来の官房、通商局、通商振興局、通商企業局、通商繊維局、通商雑貨局、通商機械局、通商化学局、通商鉄鋼局及び臨時通商業務局からなりまして一官房九局に對しまして、新機構は官房、通商局、企業局、重工業局、軽工業局、鉱山局、石炭局、公益事業局、中小企業局の一官房八局となりまして。

先ず官房につきまして従来と異なりままする点は、資源庁の廃止に伴ひまして、従来同庁においては鉱山保安局が設置されておつたのでありますが、こ

の鉱山保安局は鉱山局として統合されおられます。これは鉱山、石炭の二仕事と密接な関係があります。且つ生産行政と異なつた立場を以て仕事をいたしております関係上、官房に鉱山保安行政を所掌せしめて、鉱山保安監という特別の職を設けましてこの職に當らせることにいたしました。

それから経済安定本部の廃止及びそれに伴う物資需給調整審議会の当省移管によりまして、物資及び電力の需給計画の基本計画の策定を官房に所掌せしめることにいたしましたのであります。

次に通商局及び企業局について申し上げます。従来通商面につきましては、通商局は主として通商政策及び貿易の管理。通商振興局は通商金融、輸出入の検査、信用保険等の通商振興上の実施面を担当いたし、更に臨時通商業務局において米穀対日援助物資の関係を担当いたしておつたのであります。新機構におきましては通商、企業、臨時通商業務の四局の仕事を整理統合いたしましたのであります。その大要は通商に關する政策、輸出入計画、及び経済安定本部、外国為替管理委員会の廃止に伴ひまして貿易等に関する外貨予算の作成等を中心といたしました基本的業務を通商局において掌り、通商金融通商参考品の展示或いは緊要物資、特需等、従来の振興局の關係の業務を企業局に移しました。更に米穀対日援助見返物資の關係は殆んどその事務の整理が主であります。これを併せて所掌せしめたわけでありませう。

従いまして新企業局は従来の産業合理化政策の推進母体となることには変わりありませんが、従来の振興局の仕

事或いは経済安定本部の廃止に伴ひまして、物価行政及び外資導入についての仕事等も併せて担当することと相成るわけでありませう。

次に重工業局と軽工業局について申し上げますが、重工業局は従来の鉄鋼、機械二局の仕事に統合したものであります。又軽工業局は繊維、雑貨、化学の三局を統合したものであります。従来と異なりままする点は部制を廃止いたしましたこと、又重工業局におきまして航空機の生産行政事務が講和発効後は又相当加わる。こういう点が主な点であります。

次に鉱山局、石炭局は、資源庁の廃止によつて本省の内部部局となつたのであります。鉱山局は従来の鉱山局、石炭局は従来の炭政局の仕事そのまゝ引継いだわけでありませう。

次に公益事業局は、公益事業委員会による委員会行政を廃止いたしました。その結果同委員の仕事と、公益委員会ができました際に資源庁において留保しておりました電気施設關係の仕事と、併せて所掌することにいたしました。電気及びガスに關する事業の運営、需給の調整、料金の策定、保安更に電源開発、こういう關係の仕事等を所掌することに相成りました。なお公益事業委員会の廃止に當りましては、公益事業令の改正が必要となりますので、別途「通商産業省設置法の施行に伴う關係法律の整理に關する法律」で以てその点を処置いたすことは、先ほどの提案理由の説明にあつたごとくであります。

次に中小企業局はそのまま中小企業庁を内部部局といたしましたわけでありませう。なお従来中小企業庁設置法がござ

いましたが、内部部局化に伴いまして
本法附則を以て廃止いたしてござい
ます。

次に附属機関について御説明いたし
ます。第一に工業技術庁の外局制を廃
止いたしまして、これを工業技術院と
して本省の附属機関といたしました。
ただその内容は実質的には変更はあり
ません。その組織等の変更は工業技術
院設置法で定めるわけでありまして、
これは従来の工業技術庁設置法の一部
改正の方式をとっております。

次に他の附属機関について申し上げます
すると、輸出品の検査所につきましては
は、従来の日用品、機械、器具の三検
査所を工業品検査所として統合いたし
ました。これが繊維品検査所と並んで
残るわけでございます。それから又資
源庁の附属機関でありました、鉱務研
修所、保安技術講習所等は資源庁がな
くなりまして関係上、本省の附属機関に
移し変えております。それから審議會
等につきましては、先ほど申し上げまし
たように、臨時物資供給調整審議會が
経済安定本部の廃止に伴いまして、当
省に移管せられ、又従来から当省の所
管しておりました輸入協議會が、輸出
入協議會に改められたという点が、そ
れが主な変更でございます。

次に地方の支分部局につきましては
は、従来の八通商産業局はそのまま残
るわけでございます。ただその内部組
織は極力簡素化したしまして、部制等
も必要な整理を行うほか、下部機構
も通商事務所等ができるだけこれを圧縮
しております。ただ公益事業委員會が
吸収されるに伴いまして、その地方の
支局に吸収されますので、通商産業局
に公益事業部というような支局ができ

ることと相成るわけでございます。な
お北陸については現在公益事業委員會
の支局が設置せられておりますし、又
地域的な特殊性もあり、名古屋通商産
業局の支局の設置ということも考慮い
たしてあります。

以上が通商産業省の中央局、地方局
の概要であります。そのほか外局
といたしまして従来の特許庁がそのま
ま残るといふことは前に申し上げた通り
でございます。逐条的な説明をいたし
ましたが、大体これがかかり詳細な、
従来の設置法と変つた点の御説明であ
ります。

それでは引続きまして通商産業省設
置法の施行に伴う関係法例の整理に關
する法律案、これは大体先ほどの提案
理由の説明で大部分盡してあります。先
ほど不足の点を補足いたします。先ほ
ど提案理由の説明で法令整理の内容に
つきまして、先ず第一点が内局の改革
に基く名称の変更、これに併せて法律
の中身を整理するということをして申
上げましたが、その問題は第一は鉱山
保安法の関係であります。従来の資源
庁の鉱山保安局が廃止せられまして、
大臣官房に鉱山保安監を新設いたしま
して、その仕事を掌理せしめることと
相成りましたので、鉱山保安法の規定
に所要の改正を加えたわけでございます。
同じようにいたしまして、輸出信
用保険法の改正を加えまして、従来輸
出信用保険法施行の仕事を通商振興局
から通商局に移りましたことに伴つた
所要の改正をいたしました。それから
第二点は中小企業等協同組合法の改正
の問題であります。中小企業庁が
廃止せられまして、中小企業庁設置法
も又同時に廃止と相成るわけでありま

するが、これに伴いまして、中小企業
等協同組合法に關して、公正取引委員
會と、通商産業省との關係を規定いた
してあります事項を設置法上の権限事項
として規定することをやめまして、こ
の実態に鑑みて、中小企業等協同組
法の規定事項に改正したわけでありま
す。それからもう一つの点は、公益事
業委員會の仕事を通産省が引継ぐこと
に伴いました改正点でありまして、こ
れは公益事業令、電気事業再編成令、
この二つについて所要の改正をいたし
たわけでございます。御承知のよう
に、公益事業委員會につきましては、
委員會制度を一般的に廃止することに
伴いまして、廃止せられるわけであり
まして、それに伴いまして公益事業令
全体について再検討を加えるというこ
とも必要かと考へるのであります。取
りあへずは公益事業令において従来
の公益事業委員會の持つておつた権
限、所掌しておつた仕事を通産大臣に
移し変えるということに主眼を置きま
して、又従いまして委員會規則で以て
規定しておつたようなことを通産省令
で規定するように改めるといふよう
な点に改正を加えたほか、公益事業委
員會が委員會でありましたので、裁判
の第一審の機能を有していた点があり
ますが、その点を削除したにとどめた
わけでございます。それから電気事業
再編成令については、大体電気事業再
編成は一段落いたしておりますので、そ
の關係の仕事は先ず残務整理以外にな
いものと思われまますけれども、理論
上は同令によつて設立された新会社の
資産の再評価等についても、問題も起
り得ると考へるので、これ又公益事業
委員會が持つておつた権限を通産大臣

に持たせるといふ所要の改正を加えた
のであります。内容的御説明の点は
それだけでございます。

又工業技術院設置法の一部を改正す
る法律案については、先ほどの提案理
由に附加する何物もない。内容的に申
上げますと、従来の工業技術院が、工
業技術院に變つたという点だけのこと
でございますので、煩雜の御説明をい
たすことを避けて、時に御質問があれ
ばそれに対して御説明いたすという
考えにいたしました次第でございます。

○中川以夏君 通産大臣は御出席にな
らないのですか。どうですか、今後の
質問において重要な問題であります。

○委員(河井彌八君) 中川君に申上
げます。通産大臣は衆議院の本會議に
臨むというので、今退席されました。
でありまして、今退席されました。
を御要求されるのであります。大臣の出席
出るように通告はいたすすけれど
も、出席するまで他の点について御質
問願つたらいいと思ひます。

○中川以夏君 通産省の設置法案のこ
の改正に伴います問題は、私も通
産大臣の責任において御答弁を要求
するものである。極めて重大なる今後
の日本の産業政策、これは我々が重要
視する問題でございますので、私ど
も質問は是非とも通産大臣出席の上
においてこれをいたさんと思ひます。是
非大臣の出席を委員長はお取計らいを
願ひます。

○委員(河井彌八君) 速記を中止し
て……。

○委員(河井彌八君) 速記を止め
大臣が見えなりましたから御質問を願ひ

ます。

○中川以夏君 只今提案をされました
通商産業省設置法案につきましては、
只今の御説明を承りますと、今や
日本が独立を真に取戻して、日本経済
再建途上中心になるべき通産省の行政
を簡素にいたし、而して活潑にこれを
運用するといふ御趣旨のうちに承わつ
たのであります。即ち従来の一官
房九局を、このたびはこれを一官房八
局にいたし、而も従来外局に置かれま
した四つの外局を廃止をし、一つは工
業技術院として残すといふ御説
明であつたのであります。私は機
構そのものにつきまして云々するの
はございせんが、ただ徒らに表面的
の機構の簡素化だけをやりまして、実
際内容が充実をいたしておるかどう
かの点を憂うるのであります。何とな
れば、従来日本の産業の實際中心にな
らなければならぬこの通産省がややと
もいたしますと、日本の産業経済は
金融財政に引きずり廻されておしま
するよるな現状にございまして。今日こ
そ私は日本の産業経済が金融財政を律
して立つべきときであるかと存じま
す。これに對して果して正しき機構
の改革であるかどうかの点を非常に私
は不安に思つております。而してこ
の法案を審議をいたしますに當りま
しては、先ず局の点までは明確になつ
たのでございまして、その下の部課
の点がどういふふうになるかという点
を何ら今日明示されておられません。こ
の点を一応明らかに資料を出して頂か
なければ、私も安心してこの法案
に賛意を表し、又我々が議論をいたす
ことができないよるな状態にありま
すので、先ずその点から一応承わりたい

○委員(河井彌八君) 速記を止め
大臣が見えなりましたから御質問を願ひ

○委員(河井彌八君) 速記を止め
大臣が見えなりましたから御質問を願ひ

と思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) ちよつと衆議院の本会議で通産省関係の法案が上りましたので、中座いたしました。失礼いたしました。只今御質問の局のもう一つ下の機構であります、まだ成案ができておりません。併し決定案ではないのですが、大体の案でありますれば、只今でも御参考提出することできます。

○中川以夏君 局議の問題より、更に冒頭に私がお尋ね申しました、つまり今後の日本経済に対応して果して御確信をお持ちかどうか、この点につきまして一つ大臣の御所信を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 私は行政機構の改革という点は賛成で支持して来たのですが、それにつきましては、通産省の機構につきましては十分省内で研究したのであります、この新しい機構で責任を持つてやつて行けるという自信を持っております。

○中川以夏君 どうも私も心配をいたしました。今もお話申した通りに、産業経済というものが金融財政にゆがめられておる。もうこれからは産業経済が金融財政を引きずり廻さなければ真に日本の経済の再建は期して待つべきものがないと思ひます。この点が、この点については私と同じような考えを大臣はお持ちかどうかを先ず承わりたいと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) これは引きずり廻わすというよりも、同々相待つて行くべきだと私は考えます。

○中川以夏君 通産大臣は非常に円満なる立派な御人格のおかたでございませぬので、どうもややとすると最近

通産省は大蔵省或いは安本等に押されて弱いのではないかと、私は陰ながら御心配を申上げておるのであります。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 今度の機構改革におきましても、どうも省内でいろいろ要望等もあつたにかかわらず、大臣は極めて円満にお運びになつたために、これはいささか足りない点がありはしないか。そこでそういうところがあれば、私どもはこの際修正すべきものは修正して大臣の御本心に副うようにやるべきが参議院としての使命だと思ひますが、これはそういう点をお尋ねしてもお答えが非常にむずかしいと思ひますが、一応そういうふうな心配をして私どもはここに御尋ねを申上げ、私の意見も申上げたと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 水産庁が残つたという事は、私が答辯する筋合ではないと思ひますが、これは一つほかの関係にお尋ねを願ひたい。農林省でも、林野庁のごときは随分大きな庁であります、省内では相当意見があつたと思ひますが、これは内局になつております。

○中川以夏君 つまり基本方針として外局は置かないというので、これは恐らく閣議でもそういう方針の下に御審議になつたと私は存じます。その例外として、ここに立派な一つの実例として水産庁は残つておるのでございませぬ。そこで通産省においてもこれは残し得る例外を作ることが私は可能と存じます。その点はどうか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 今度の行政機構の根本精神を最初に検討しまして、今のお尋ねのような外局は審判的機能を有するもの以外は置かないという基本方針が先ずきまつたのでありませぬ。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 大蔵私はその案を支持することは私の責任であるわけでありませぬ。それに反対することは私はよろしいのでありませぬ。どうか慎重御審議の上皆さんの御意見で一つ……。

す。その方針に従つて我々も退任して来た次第であります。

○中川以夏君 そこで私は、通産大臣が非常に御性格が弱い、通産省がどうも努力が足りないのじやないかという心配をいたします。これは、農林省は水産庁を存置しておられます。これはどういふわけでお尋ねを申し上げますか。基本的根本方針に相違をしておられるか。或いは水産庁は必要であるから残したのかどうか。而も必要であるところの通産省におけるところの外局の三庁はことごとくこれはなくなるということでありませぬが、この点はどうか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 水産庁が残つたという事は、私が答辯する筋合ではないと思ひますが、これは一つほかの関係にお尋ねを願ひたい。農林省でも、林野庁のごときは随分大きな庁であります、省内では相当意見があつたと思ひますが、これは内局になつております。

○中川以夏君 つまり基本方針として外局は置かないというので、これは恐らく閣議でもそういう方針の下に御審議になつたと私は存じます。その例外として、ここに立派な一つの実例として水産庁は残つておるのでございませぬ。そこで通産省においてもこれは残し得る例外を作ることが私は可能と存じます。その点はどうか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 大蔵私はその案を支持することは私の責任であるわけでありませぬ。それに反対することは私はよろしいのでありませぬ。どうか慎重御審議の上皆さんの御意見で一つ……。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 今までの中小企業庁は相当効果を挙げたと私は確信しております。ただ企業庁を廃して内局にしてこの実際の力が弱くなつたとお考えになるのは少し如何かと思ひます。表面だけの名前が外庁になつた内庁になつたという違いでありますから、私は内局にいたしましたも今までの中小企業庁以上に内容は充実して行きたいと思ひます。

すから、私はこの案を支持することは私の責任であるわけでありませぬ。それに反対することは私はよろしいのでありませぬ。どうか慎重御審議の上皆さんの御意見で一つ……。

○中川以夏君 それで私はお尋ねを申上げたのは、中小企業庁が先年中小商工業の育成発展のために特に設置をされまして、いろいろな功績を挙げて参つたのでございませぬが、今回これが今のお話のように全然内局として中小企業庁が廃止をされることになつたのでありませぬが、これに對しまして大臣は当初より、中小企業庁の機能というものがあつたやうなあり方は到底中小企業に寄與しないと、当然内局に、すべきであるというふうなお考えをお持ちであつたのかどうか、或いは政府の一貫した只今の原則に基いて止むなくこれを内局にされたのかどうか、この点を先ず承わりたいと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 今までの中小企業庁は相当効果を挙げたと私は確信しております。ただ企業庁を廃して内局にしてこの実際の力が弱くなつたとお考えになるのは少し如何かと思ひます。表面だけの名前が外庁になつた内庁になつたという違いでありますから、私は内局にいたしましたも今までの中小企業庁以上に内容は充実して行きたいと思ひます。

○中川以夏君 先年来我が国の中小企業というものは、いわゆる貿易の面におきましても、日本の基幹産業の立直りの点におきましても、非常に大きな貢献をいたしております。これは、大臣御承知の通りでございませぬ。而して、これらの中小企業者が如何に努力

をいたしましたも、或いは制度の面において、税制の面におき、又金融の面におき、その他産業の合理化、技術の向上等の面におきましても、非常に気の毒なる立場にあつたのでございませぬ。これらの指導振興のために、中小企業庁は企業の内容の診断等もいたし、合理化に努力をいたし、又大企業と中小企業の結び付きにつきましても、不測の熱意を傾けて参つておられます。更に金融の面におきましても、まだ決して十分とは申しませぬが、ともかくも中小企業の実態をつかんで、中小企業長官が先頭に立つてこれまで幾多の努力をし功績を挙げたのでありませぬ。併しながら中小企業者は、かように中小企業庁ができていられると指導育成をせられておるにかかわらず、今日なおいろいろな面のお尋ねはことごとく中小企業に参つて参つておるものと私は存じますのでありませぬ。先般も合理化法案の際に、あの合理化促進法が従前に大企業を偏重し中小企業を無視しおる点を指摘し、大臣に特にこの点を私どもは強く要望いたしました。今後中小企業対策を本心に心から取上げて頂きたいという点を申し上げて、大臣もこれは他の経済関係とも十分この点しつかりした約束をして自分には必ずやるという言明をなされたやうな次第でございませぬ。かように中小企業といたしましては、中小企業庁の今後の活躍、今後の一層の努力に大きな期待を寄せております。併し今のよう

をいたしましたも、或いは制度の面において、税制の面におき、又金融の面におき、その他産業の合理化、技術の向上等の面におきましても、非常に気の毒なる立場にあつたのでございませぬ。これらの指導振興のために、中小企業庁は企業の内容の診断等もいたし、合理化に努力をいたし、又大企業と中小企業の結び付きにつきましても、不測の熱意を傾けて参つておられます。更に金融の面におきましても、まだ決して十分とは申しませぬが、ともかくも中小企業の実態をつかんで、中小企業長官が先頭に立つてこれまで幾多の努力をし功績を挙げたのでありませぬ。併しながら中小企業者は、かように中小企業庁ができていられると指導育成をせられておるにかかわらず、今日なおいろいろな面のお尋ねはことごとく中小企業に参つて参つておるものと私は存じますのでありませぬ。先般も合理化法案の際に、あの合理化促進法が従前に大企業を偏重し中小企業を無視しおる点を指摘し、大臣に特にこの点を私どもは強く要望いたしました。今後中小企業対策を本心に心から取上げて頂きたいという点を申し上げて、大臣もこれは他の経済関係とも十分この点しつかりした約束をして自分には必ずやるという言明をなされたやうな次第でございませぬ。かように中小企業といたしましては、中小企業庁の今後の活躍、今後の一層の努力に大きな期待を寄せております。併し今のよう

一部のやるせない不満はあるのであります。然るにこのたび中小企業庁がなくなりますという事は、こういう面において私は先ず心理的の面におきましても、非常に大きな悪い影響が中小企業者全般に及ぼして参ると存するのであります。更に又、中小企業に對し折角まだ目に見えない捨石を打つて中小企業庁が努力をして居る。それが漸く現われんとするときに、中小企業庁が内局になり、より以上の充実をするとは言われまざるもの、機能がやはりすたれ、外部に對しても内部に對してもやはり従来の位置より一歩退いたこの中小企業局においては私は多くは望めないと思存するので、この点を大變心配をして居るのであります。私が、私も少しも今日只今の日本経済再建途上における中核をなすべき中小企業指導を誤らざらんがために中小企業庁は存置をすべきであると思存し、希望次第であります。これらの点について大臣はどういうふうにお考えでございますか。我々参議院議員とし、産業人としての立場より平直に申し上げますならば、かような機構に申上げましたし、何ら効果はない、むしろこれは非常に大きな逆効果であると断ぜざるを得ないのであります。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 御意見は非常に私尊重するのですが、あなたの御質問少し残酷なように思うのだが、政府原案として私はこれを出しているのだから、これを反対の意向があるかどうか、それを言明せよとおつしやることは少し行き過ぎじやないかと思ふのです。

○中川以真君 決して反対であるかどう

うかというのでないので、そういうふうな事情に對して大臣が十分に御認識を持つておられると存じますが、その面の大臣の御所見を承わりたいという事であります。この案がいいとか悪いとかを大臣に申し上げるのではございせん。当然大臣のお出しになつた法案でございするから、大臣はこれを最善のものと思ひであらうと存じますが、併し中小企業はこれではかわいそうな面がある。その点について自分もさういふふうにお考えとす御所見見くらひはおありだらうと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) あなたの御意見は私衷心より尊重する次第であります。先刻も申しましたように内局にいたしましたも、内容は一層充実し改善して行かなければいかんと思ひております。

○中川以真君 内容は十分に充実するとおつしやいましたが、中小企業庁が廃止になりますと長官が一人なくなると、そのあとの従来の二部、その下の課というものがどうなるかわかりませんが、この点につきましても私は一応中小企業庁だけではございせん、他の部課の制度の問題を一つ資料として早急にお出しを頂きたい。大体今日わかつて居る、大体のものは出せるというお話でございしましたが、いやくもさういふ法案を出す以上は、最終的の案までやはり御決定があり、確信を持つてこの機構の整理を断乎としておやりになるだらうと思ひます。大体のところ部課はきまつて居るというふうな事ではいかんので、部と課とはどうなるかということがはつきり今日は明

確になつて居るはずでございす。さういふ不明瞭な点があればなお更それだけ心配であり、中小企業庁においても私が懸念をいたしましたことが一層にこれは感ぜられる次第でございすので、先ずこれをお出しを頂きたいと思ふのであります。そこで人員の点等につきましてどうなるかということに更には拜見をいたしました。私は今後の質問を保留をいたしましたと思ひます。

○島清君 只今の中川委員の質問に關連をいたしました通産大臣に關連をいたしましたのであります。中川委員の質問に對して農林省の林野庁が内局になつたからというふうなことを例にとられまして、中小企業庁が内局になつても決して中小企業に劣らないような育成指導に當るのだというふうな意味の御答弁がなされたのでございす。中小企業庁が廃止になりまして、これを内局にしたいという現われは、中小企業の軽視である。併し日本の現在の産業の構造からいたしますならば、その生産量におきましても、又工場の数におきましても、又この生産にタッチして居る場所の労働者の数におきましても、大変これは日本の産業のあり方を誤るものである。さういふ意味におきまして、本會議におきましても私がこれを質問いたしました。通産商業大臣はさういふ意見に對しては十分に考慮するといふ御答弁がございす。又私たちの通産委員会におきまして内局にするという情報がありまして、是非それを内局にしないようにというふうな意味を兼ねまして、通産大臣にむしる激励を申し上げたくらひでござい

ました。さういふようないきさつに鑑みまして、通産大臣はこの中小企業庁を内局にしようとするところの動きに對しては国会側の要望に對して、今度御提案になりましたこの改正法案の作定に當りまして、如何に御配慮を賜つたかどうか、これを御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 通産省としましては、通産省の組織につきましては機構改革の経過におきましては、通産省は挙げて中小企業庁は獨立機構にしたいという主張をして来たのであります。先刻も申述べましたように、根本原則として審判的機能を有しない庁は認めないということが閣議でございす。今日私はこの案を支持する次第であります。

○島清君 非常に大臣の率直な意見を経過を聞かして頂きまして私は嬉しく思ひます。併し私には本法案が日本の産業に最大限に貢献する方向によつてこれをきめて行かなければならぬと、かように考えておられますので、折角大臣が国会側の意向を尊重されまして、閣内におきまして努力をされたにもかかわらず、なおこれが通産省側の意見が通らなかつたという事について、先刻中川委員から御指摘のございました通り、大臣並びに通産省は非常に腰が弱いという御鞭撻に現われておつた通りでございす。先刻の御答弁の中に内局にして外庁にしてもちつとも変らぬのだというふうな意味の御答弁がございす。したが、例えば私が只今承知して居る限りにおきましては、これが外局でございすれば、長官は確かに次官を経

由しないで大臣に直結をいたしました。所管事項に對してそれを掌ることができると思ひますが、内局にいたしました場合の中小企業局に對しまして、大臣はさういふような意味の配慮を加えられまして、さうして改正案をお出しになつたかどうかということの点について御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) これまでの、現在の機構の中小企業庁が、長官でありましても、事務的にはやはり次官を経由することになつております。事務的以外の行政の意見につきましては、私直接相談を受けることになつております。その点は内局にいたしますといふと、お言葉のようにならば違つて参ります。

○松本昇君 先ほど中川委員並びに島委員からいふこの中小企業の問題に對して御質問なり、御意見、御希望があつたやうであります。併し、私もそれで大体私の言ひたいことも言ひ盡されておると思ひますが、最後に結論だけを一点だけここに質問というよりも希望を申し上げたいのです。それは大臣ももうすでに御承知の通り、今更中小企業的重要性はとやかく我々が申すまでもないことなのであります。が、今度の、今のお話によるという事、内局にしても現在のままで今後はちつとも違わぬのだ。だから私はこの行政整理をせられるといふことも趣旨は結構だと思ふのであります。ですからそれに関してとやかく申すのじやございせんが、少くとも中小企業という問題は、もう何年も前からどの政府が立つても頻りにこの振興を図る、

図ると言つておりますが、實際問題と

誤謬があります。そういう優柔不断な
ことであるならば、こういう問題を取
上げなければいけません。今のあなたのおつ
しやつたことは、結局大臣が十何人寄
つて相談して見たところで、下にある
官俸組織のほうが強いです、これには
何とも手が加えられん、こういうこと
をはつきりおつしやつたのでありまし
て、そういうことなら最初から行政機
構の改革なんか、やめられたほうがい
い。私はそういう政治力の弱い内閣が
こういう仕事を振られて、中途
半端にすた切りにしてばらばらにされ
ることは、これは私は甚だ以て迷惑至
極だ、こういう場合に考えざるを得な
いのであります。まあこれ以上押問答
をしておりませんが、問題は増がわか
んようでありますから、そういう見解
を私は吉田内閣に持つということを上
げて、次の質問に移ります。

今般は具体的問題であります、
従来の外局であつたものを内局にせら
れるのであります、これにはおのず
から功罪がなければいかんと思つた
あります。ただ庁であつたから内局に
したらいい、庁が局になつたんだか
ら、国民が見ると何だか一つむずかし
い字が簡単なことになつたので、行政
機構の改革ができたように感ずるであ
らうというぐらゐのことでは困るの
で、やはり今までやつて来ました技術
庁なり、中小企業庁なり、或いは又資
源庁なり、そういうものが実際にこな
つた行政に対する功罪論というもの
は若干大臣から述べられて然るべきで
ある。そしてこの程度のやり方であ
るならば、局でも十分にやつて行か
れる、こういう場合に私は述べられる
べきだと思つた。ただいきなり庁であるか

ら局にしたならば行政簡素化になつてよ
ろしいということでは、これはその案
を理窟なしに呑めたいということであ
り、それでは甚だ以て理解いたしか
ねると思つてあります。従いまして
資源庁、工業技術庁、中小企業庁並び
に公益事業委員会、この四つの外局、
或いは外局に類するような行政機関に
対しましての御批判を一つ承わりたい
と思つてあります。

○國務大臣(高橋龍太郎君) さあちよ
つと御質問が大変むずかしくて、私ど
ういうふうにお答えすべきか困るので
ありますが、一つこの次までに答弁を保留し
ておきたいと思つてあります。

○栗山夏夫君 了承いたしました。そ
の次にこの法律案を見ますと従来経済
安定本部の所管になつておりました物
価行政とか、或いは物資の割当調整等
のことも、全部通産省で専管されるよ
うにも何うのであります、又経済安
定本部の解体されて行きます何とか
審議会というものの中を見ますと、こ
こには各省間の意見の不一致したもの
を調整何とかするといふ文章が入つて
おります。従つてこの関係は今までの
通りに経済安定本部、通産省の間の関
連性で行政がせられるが、或いは
又こういうものにつきましては、通商
産業省が最終の行政的執行機関とし
て処理せられて行くのか、その点を明
白にして頂きたい。

○國務大臣(高橋龍太郎君) それは電
気料金、電力の割当等、これは通産省
へ移ります。通産省へ全部移ります。

○栗山夏夫君 そうすると重ねて伺
いますが、これは経済調査審議会と申
しましたがね、あそこの中にははつきり
そのことが書いてあるのです。物価等
に関する調整といふものは書いてある
から、それで私は疑問を持つて質問申
上げておるのであつて本間に間違いな
いのかどうか、はつきりおつしやつて
頂きたいと思つてあります。

○國務大臣(高橋龍太郎君) それは電
気料金、電力の割当等、これは通産省
へ移ります。通産省へ全部移ります。

○栗山夏夫君 そうすると重ねて伺
いますが、これは経済調査審議会と申
しましたがね、あそこの中にははつきり
そのことが書いてあるのです。物価等
に関する調整といふものは書いてある
から、それで私は疑問を持つて質問申
上げておるのであつて本間に間違いな
いのかどうか、はつきりおつしやつて
頂きたいと思つてあります。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 安本のほ
うから物価、物資の面で通産省のほう
へ移管をするものがありますが、これ
は通産省所管の物資に限つておりま
す。各省別で農林関係のものは農林省
のほうへ移る、そういう考えでありま
す。

○國務大臣(高橋龍太郎君) それは電
気料金、電力の割当等、これは通産省
へ移ります。通産省へ全部移ります。

○栗山夏夫君 そうすると重ねて伺
いますが、これは経済調査審議会と申
しましたがね、あそこの中にははつきり
そのことが書いてあるのです。物価等
に関する調整といふものは書いてある
から、それで私は疑問を持つて質問申
上げておるのであつて本間に間違いな
いのかどうか、はつきりおつしやつて
頂きたいと思つてあります。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 第二点は、こ
れは経済安定本部のほうで、経済安定
本部が廃止になりまして、新しく経
済審議庁が設置されるに伴いまして、
関係諸法令の整理をいたす法律案をや
はり国会に上程しております。これは
私からお答えする上必要な事項では
ないかと思つております、そのほうに譲
つて頂きますが、第一点につきまして
は、これは公益事業令、現在のポツダ
ム政令をそのまま法律として効力を持
たせるといふこと、法律案が、一応公
益事業委員会のほうから国会のほうに
提案になつております。これが一応成
立するものとの見込の下に、通産省に
おいては関係法令の整理に関する法律
案で公益事業委員会という事項を通
産大臣に託せる、こういうふうにい
たしておるわけでありまして、御承知の
ように設置法のほうは七月一日に発効
いたしますので、それまでには衆議院
のほうにかかつておる法律案が成立す
るだろう、こういう見込の下に作つた
わけでありまして。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 安本のほ
うから物価、物資の面で通産省のほう
へ移管をするものがありますが、これ
は通産省所管の物資に限つておりま
す。各省別で農林関係のものは農林省
のほうへ移る、そういう考えでありま
す。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 第二点は、こ
れは経済安定本部のほうで、経済安定
本部が廃止になりまして、新しく経
済審議庁が設置されるに伴いまして、
関係諸法令の整理をいたす法律案をや
はり国会に上程しております。これは
私からお答えする上必要な事項では
ないかと思つております、そのほうに譲
つて頂きますが、第一点につきまして
は、これは公益事業令、現在のポツダ
ム政令をそのまま法律として効力を持
たせるといふこと、法律案が、一応公
益事業委員会のほうから国会のほうに
提案になつております。これが一応成
立するものとの見込の下に、通産省に
おいては関係法令の整理に関する法律
案で公益事業委員会という事項を通
産大臣に託せる、こういうふうにい
たしておるわけでありまして、御承知の
ように設置法のほうは七月一日に発効
いたしますので、それまでには衆議院
のほうにかかつておる法律案が成立す
るだろう、こういう見込の下に作つた
わけでありまして。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 第二点は、こ
れは経済安定本部のほうで、経済安定
本部が廃止になりまして、新しく経
済審議庁が設置されるに伴いまして、
関係諸法令の整理をいたす法律案をや
はり国会に上程しております。これは
私からお答えする上必要な事項では
ないかと思つております、そのほうに譲
つて頂きますが、第一点につきまして
は、これは公益事業令、現在のポツダ
ム政令をそのまま法律として効力を持
たせるといふこと、法律案が、一応公
益事業委員会のほうから国会のほうに
提案になつております。これが一応成
立するものとの見込の下に、通産省に
おいては関係法令の整理に関する法律
案で公益事業委員会という事項を通
産大臣に託せる、こういうふうにい
たしておるわけでありまして、御承知の
ように設置法のほうは七月一日に発効
いたしますので、それまでには衆議院
のほうにかかつておる法律案が成立す
るだろう、こういう見込の下に作つた
わけでありまして。

いう修正をすれば次長を置くと思うの
ですが、今通商行政の中における中小
企業対策というものが今後の日本の経
済自立の上において、貿易の面におい
て、すべての面において、重要性を持
つておるものだという認識をもう一遍
新たにされてこの問題を考え直して頂
きたい。この希望を私は申上げておき
ます。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお語り
いたします。本日はこの程度で委員会
を閉じたいと思いましたが御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと
認めます。さように決めます。それで
は連合委員会はこれで散会いたしま
す。

午後三時三十八分散会

昭和二十七年五月三十日印刷

昭和二十七年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所